

松浦記集成附錄

卷ノ三

國費  
文書  
第

48586

0791  
15縣  
16=7

S 219  
2

045

松浦記集成附録卷之三

目錄

鏡大明神一之宮

同 二之宮

諏訪大明神

田島大明神

佐用姫神社

唐津大明神

聖母大明神

加木嶽権現

八幡宮

葛原権現

別記

同

同

同

同

同

同

吉峯城中

糴田村

島村城中

七項目：願ヒマス：願ヒマス

一、圖書ハ丁取ニ取後ヲ

二、書中ノ紙ヲ折クマニ様

三、指先ニ膠ヲ付ケテ頁ヲ送ラヌ様

四、墨汁ニテ汚サヌ様

五、鉛筆等ニテ書入レヌ様

六、大キナ圖書ヲ片手ニ持ツテ置マヌ様

七、圖書ヲ又貸セヌ様



天満宮

蕨田村

八大龍王三郎天神

大杉村

物河権現久田権現

神田村

八幡宮

同

天満宮

同

天山宮

別記

田島大明神鳥居額

玉葛内侍

別記

鼓の瀧

于賀村  
山田村

鳴瀧

神田村

鏡瀧

鏡村

玉島川

別記

鎮西八郎為朝塔

別記

唐房村

寺院

松浦寺記在

好信院西坊

好政院觀音寺

好度院天中坊

大昌院度久寺

圓翁寺

圓通寺

圓明寺

瑞巖寺

永久寺

松源寺  
持南寺  
浄正寺  
願成寺  
得昌寺  
迎久寺  
建福寺  
金臺寺  
醫王寺  
甘木山甘木寺  
長近庵  
東迎庵

以上十九寺知行寺也

裁松寺  
諸寺五十四寺  
山伏三十二軒  
社人二十五軒

以上三寺合方寺也

波多家撰書



松浦記附録

○松浦古事記

○鏡大明神一之宮

當社者神功皇后御鏡を納め給ひし宮殿あり皇后の御父  
 の息長宿禰と稱し奉る其始の息長足姫と申奉りし姫宮  
 といへりし玉ふ開化皇帝の御曾孫仲哀帝の御后也  
 八幡大神の御母后也筑前國香椎宮に鎮座在り庚辰九年  
 二月六日に仲哀天皇香椎にて崩し玉ひしより武内宿禰  
 と議談ありて皇后則長門國豊浦の宮にたくり祭り奉  
 り玉ひぬ同三月八日皇后大臣武内宿禰と新羅國を討隨  
 へ玉へ人事を計りし玉ひ筑後國山門縣より肥前國玉島  
 に行かせ玉ふと日本記に出たり抑神功皇后の夫君の神

の教によれば早く崩しさせ玉ひし事を深く歎け給ひ  
今唯神の教に随ひて賊の國を求めんと思召し群臣百  
寮に命じて罪をもくひ過を改め之更ニ齋宮を小山田村  
に造らせし是香椎村に隣り取山田の里に往古より  
神功皇后を祭まる跡とて残まり其構へ廣大にして今尚  
小社在り其社内には後さり歌むり姫の命健布津神事  
代主命表筒男中筒男底筒男の六神をも祭まり九月九日  
と十一月六日祭礼にて其外三月朔日より七日まで祠宮  
等宮籠りて天下泰平異賊降伏の御祈禱を申奉る其邊を  
聖母屋鋪と云是則齋宮の故跡なり九月九日の祭日ハ肥  
前國松浦にて御鏡を納玉ひ天神地祇に祈誓をなす玉小  
日也今其所鏡大明神の靈地也此時天神地祇奇瑞を顯ハ

し玉ひ異國降伏の志をも得させ玉ふにより末世の今  
迄も九月九日の祭礼怠ることなし其後筑前國山田村に  
此祭礼を移せり又三月朔日より同七日迄山田村に祠宮  
宮籠りけるハ神功皇后右の七々日吉日を撰ひ玉ひ齋宮  
に以て土を封せ玉ひ御自ら祭主と成玉ふ武内宿禰に命  
じて琴を彈せし中臣の鳥賊津の使を召して番神とし  
玉ひさふたとい斯る所の神を乞ふ人ありと釈日本記に出つ同年三月廿日層増岐野に至  
り羽白熊鷹を討せ玉ひ同村五日山門縣に移りて玉  
蜘蛛田油津媛を罪し玉ひ此山門縣より肥前國松浦ノ縣  
に至り玉ふと諸記に出り今も筑後より直に松浦へ行  
く道あり筑前國田島七隈の北を通りて姪の濱の南に出  
山戸村の北を過て生松原に出る太閤秀吉公も此道皇后

の吉例に任せて粕屋郡の内を通り玉ひし也其時の茶店  
の跡とて茶屋山と云所有り此道通り玉ひ又生の社と逆  
松の間に茶屋の跡とて今も残まり是皆皇后の御跡を尋  
玉ひし道筋也此所より皇后同四月三日に肥前國松浦郡  
玉島川に來り玉ひこがの釣を御自ら曲けさせしれ裳  
の糸をぬきて釣糸とし進食の飯粒を餌として此川に投  
し三韓征伐の吉兆を試み玉ひし細鱗魚を得玉ひにより  
て此川の鮎金色にして唇餘所の鮎に異なり日本第一鮎  
の名産とあきり此川水清潔なれば垢離し玉ひて天に向  
はせしれ三韓征伐の祈願ヲ籠玉ひ其時此峯に宝を上げ  
玉ひ天拜し玉ひに宝瓊より光を放ち西の方一輝しより  
此所を瓊島と名付玉ひ其流も裾を玉島の小川といへり

今神功皇后の宮殿の所に進食し玉ひ爰にためて神功  
皇后みづか針を曲けさせしれ川中の石の上に上りせ  
しれ釣糸を投玉ひて細鱗魚を得玉ひめつしものと宣ふ  
故に其所を免津の里と名付く後に誤て松浦の郡とい  
へり一郡の叢る所の元也此玉島の里は怡土郡と松浦郡  
との境より半里許り南也玉島川其前に流まり一筋ハ平  
原村より出るハ小川也又七山より流るハ一筋ハ川水小  
とし淵上村に落て両川一筋にありて海へ入あり小川の  
邊りに玉島社あり神功皇后を祭まは宮也川中に釣し玉  
ひし所有也其始ハ淵成しハ洪水に砂石埋れて淺くあり  
ぬ其所に方三尺ちなり石あり是亦皇后の上りせ  
しれ釣し玉小石と云又里人の説にハ此川岸に大石有り

て色紫にて皇后の上り玉い鮎を釣玉小石と云り共に埋  
きり又土井侯唐津城主たりし時御立石と云印札の立  
也右の石を紫臺石といへり山上億良の歌萬葉集第五卷  
に出たり時に皇后此川水清潔あはれとて御くしをまは  
させしれ天に向て宣はく朕神祇の教を請皇祖の靈を蒙  
り滄海を涉りてしりかき西を征せんと思ふ爰を以て今  
髪を水中に濯く若し驗あはれ此髪自ら別きてふしけと  
宣ひて河水に浸して濯き玉ふに御くしをのりし左右  
に別てぬ其まき干させし御髪を左右に結はさせし  
れ同四月四日今の鏡山の麓に出させしれ則假宮を建  
させしる群臣に謂て宣く我れ軍を發し衆を動さし國の  
大事かり國のため安危成敗必爰に在り今征伐の事を

以て群臣にさつけんにとし事ありきし罪群臣にあはれん  
是甚いし悔し故に朕婦女にても又不肖なりといへとも  
暫く男貌をかりて強て謀を發し上り神祇の靈護を蒙り  
下り群臣の助功に依て兵を調へ波浪を涉り船を發し賊  
の國を平しし人事を求む若し事成しは群臣共に功有し  
ん又事成しすんは朕むとり罪あはれん也是共に謀し  
と宣ひしに群臣皆申さく皇后天下の爲にけりしし國  
家を安くせさせ玉ふ所也とて頓て詔を承る秋九月九日  
敕令を下し御姿を移し玉いし御鏡を納め玉い天神地祇  
に禱り玉ふ所今の鏡大明神の靈地也暫く此所に候し  
諸國に詔命し船を集め兵練を成し玉ふに軍律と云ふし  
皇后宣く是必神の御心ありとて則濱辺にまゝとせ玉



い潮を去せしむせし天に向ひ禱り玉ふ其跡今唐津大明  
神の靈地也此事唐津宮の記に委し皇后卷より手配を  
定め玉ひ賊の國をさして征せんと道より悦ひ指さし  
玉ふ所を指村と名付けぬ方今佐志の二字といなりぬ皇  
后ハ住吉大明神の顯も玉ふ島有けれハ此島ハ渡りせ玉  
い皇后自ら斧鉞を持て三軍に令し玉ひ金鼓節よく籜籜  
乱まふハ兵則調ハ財を貪り欲を貪私を懐き内顧せハ  
必敵の爲に俘囚とふ人と軍神を祭宴を催し玉ひかこ  
りけを流されし所を土器崎とい申す也則惣軍勢揃へさ  
せ玉ひ和珥津より御船に召されし也和珥津ハ今の湊浦  
の濱也此所を往古ハあへの日に津と云し由此時諸軍  
勢首途の関の聲を揚しに玄海すさまじく鳴動せしによ

り響の灘といひ一り夫より壹岐の島へ渡り玉ひて新羅  
國と程近しと聞し召され此所異賊に勝つもと、宣いし  
より勝本と号けり又御船を進めさせし對州に着岸在  
せし九下縣郡豆殿村の南の出岬に着せし是此所ハ後宮  
を建て暫くたしけるに御船中よりして火し御産の御  
催し在りせしれハ陸に上りせし九産期の延ん事をい  
し玉ふ其所の石今ハ對州府中の西の山下に在り此石  
地上に出る事六尺又地中に在る事至て深し方壹尺三寸  
にして柱の立てる如し既に荒岬をさし招き軍の  
先鋒其敵少きとも憐る事あかれ敵多くとも屈する事あ  
かれ奸暴を赦す事あかれ戦勝者は賞せん背き走らん  
者ハ罪せんと宣ひて既にして又神教に宣く和魂ハ皇后

の則玉軀に志々かいて守護せん荒魂ハ先鋒として軍船  
を導んと虚空に響けるを聞成せり皇后則天神の教を請  
て拝礼し玉い依て依綱吾彦男垂を以て神主として祭  
せしめ玉小此神ハ則住吉大明神あり荒魂ハ陽靈和魂ハ  
陰靈和ハ玉軀を守護し荒ハ先鋒として破るの意也此時  
皇后應神天皇を胎ませ玉い御腹大きにして御鎧の股合  
さりしかり武内宿禰御鎧の草摺を切て御股腹に當て申  
されしり夫より鎧の股楯は始まり又皇后御手に多羅樹  
の真弓墓目の鎧矢を持玉小弓をみししと云事是より  
始まり皇后此島にて三韓征伐の評議ありませし所を評  
定石と号く此島に三日三夜天拜し玉いてまとるませ玉  
小御夢中に諸神顯きたまひ岩々先<sup>子</sup>玉小弓を張り玉小と見

玉いけれハ我の夜弦声夥く響ぎぬ此時諸軍勢其岩をふ  
ふあて弓をはりぬ三韓の方へ弦音を響かせしれし所を  
弓石と号末世の今迄も一天下に変有る時ハ此石欠ると  
云傳ふ此島に香椎住吉諏訪の三神を祭り往古より年  
年二夜の通夜今に懈る其夜ハ何とや物騒敷曉に至  
り静りぬ此所に軍神を集て豊の明りをこまふ故に神集  
島と号す時に吾瓮の海士人烏磨と云者をして西の海に  
出して國有りやと見せし免玉小に晴曇を考へ歸り来り  
西に國見へすと訴ふ吾瓮ハ今の湊浦なり又名草の海士  
人ハ見せ玉小に聳無き日を待て歸り来り西北の方に山  
有り帶雲横ハる疑ふくハ國ありんと申上しかり則吉  
日を拱て出陣の日を定め玉小とかや此名草ハ今の名護

屋也既に首途の酒宴をあり和魂を請て御船の鎮として  
十月三日賊の國に趣かせ玉ふ此時先満珠を海に入玉ひ  
か潮遠く新羅國中に及べり新羅王驚き恐て其罪を  
謝せしかへ又乾珠を入れて新羅を赦せ玉ふ新日本記に  
に新羅王の官庭に満つと見たり三韓を随へ帰朝の  
時も和珥津より上りせりるに神集島を見渡り玉ひ天  
神地祇を拜して士卒に至る迄各勝軍を相賀せよと宣ひ  
により其所を相賀と号けり又佐志にて賊の國を征せ  
んと彼の方をさし玉ひ吉兆ふれいとて此所へ御鋒を  
納め玉ふ是則佐志八幡大神也夫よりぬきたる衣を干玉  
ひし山を衣干山と号其山を下りせり九諸神を祭り玉ひ  
濱辺に出させり九御自ら御後志玉ひし所今唐津大明

神の靈地也委く其所々の記に出り仍而略之

○鏡大明神二之宮

當社ハ藤原廣嗣公の神靈を崇祭し奉りし也天平四壬辛  
年太宰少貳に任し玉ひ筑紫に下り玉ひぬ此君藤原宇合  
の御子にして博識にあしせ玉ふにより諸人是を驚みま  
いしせ吉備大臣眩昉僧正等讒言して今廣嗣九州四國の  
軍勢を催して都に責上るふし注進頻り成りと奏聞を此  
故に大伴古磨を以て実否を正さしめ給ふ是も元より吉  
備眩昉に合躰して有けれはさまくの悪評を奏聞す皇帝  
此上の朝敵退治せし人ハ有一かゝりと伊勢太神宮に奉  
幣使を立諸所に閑所を堅させ官軍の用意を考ふさしめ  
玉ふ又波羅門僧正に朝敵退治の調伏を命し玉ふ眩昉僧  
正是を承て修行す則天平十二庚申年按察使鎮守府將軍

大野朝臣東人を大將軍として下道真備等筑前國遠珂郡  
板櫃川にて一戦し玉ひけれとも官軍追て勢重り廣嗣公  
敗軍し玉ひ肥前國松浦郡長野の原にて又烈敷防戦し玉  
ひけれとも勝利を得玉ひ龍馬に鞭を當てひとつの峰  
を飛越し山道をつゞはせしむ屋浦に出玉ふ官軍御跡  
を慕ひ奉り共更に其御行衛を求む爰に廣嗣公の忠臣に  
中部多と云者長野の原に蹈苗り廣嗣公の御烏帽子を戴  
き手痛く戦て深手を負太刀の切先をくじりて討死に其  
首咽の内より吹切て空に飛上り赤き鏡と化して官軍を  
殺す事夥し其靈日夜に飛行して見ら者多く死せり此故  
に官軍進む事能はし軍を引し也廣嗣公倭人の讒言に  
つて一旦朝敵の汚名をとり玉ひけれとも終に肥前國の

鎮守と尊崇し奉る事曉の雲の頭ハるゝか如く奈良の僧  
正眩昉等勅命を蒙り調伏すと聞し召きて止む事を得  
ハハ叛逆の氣起り玉ハ父君房崎公諫め玉ふと雖も  
早露頭して天聴に達しけれハ一ト先三韓に至りて討手  
を防んと思し召きて忠臣の中部が靈立ふさかりて落  
しまいりせしに依て安々と落延玉ハ又御持病に御脳  
痛ましむに由り此所に仮屋を建て漁夫共介抱し奉り  
御脳痛ゆへに物音を禁して静に以て奉り也三日  
を経て御快成りせしは夫より漁夫共に御暇を給り龍  
馬を牽よせ乗給ひ島傳いに渡り玉ハんとて海に乗入玉  
ふに龍馬一步に進まは此時龍馬の平首を落して是を挾  
み浮木に跨り海上にうかい玉ハ舍人なる者龍馬の鞍

を埋み其所に自殺し漁夫共ハ廣嗣公を招き奉りけれど  
も風波荒くして沖へ出玉ハ程おく茅原か浦に着玉ハ  
此浦の者共集りて焼火に阿て巻りせり後年是を焼火の  
翁とて末社の一ツ也然るに廣嗣公御不例にしてかやませ  
給ふに由り介抱し奉りけれども終に天平九丁丑年十月  
十五日薨し玉ハ其夜其所の者に御告夢在けり此所  
に金胎西部の地を志つし我廟と志しんハ末世永  
く守護神と成るハと也各夢覺て不思議に思ひ則其所  
に築し奉り御廟とせり斯る所に再ハ官軍數千騎を引率  
して此所に来りぬ所の者共委しく其趣を演説しけれハ  
其陣を引拂いて都へ登り上表しぬれハ帝歡慮を安んじ  
玉ハ後此所に一字を建立して茅原寺と号し其時山大

村を茅原の浦と云へり今の太村田原は入江よて大瀬も  
着しとかや扱其神靈八寸方田の鏡と現したまひ松浦山  
の峯より輝を放ち皇居をなやましめ玉いぬと世に謂へ  
り夫ゆへ貴僧高僧に仰せて御祈禱在りれとも更に其驗  
しなきあり也爰に又元明天皇の御宇和銅二己酉年筑紫  
の觀世音寺建立あり眩昉僧正不義顯はれて此筑紫に配  
流せし是或時此寺にて眩昉說法教化の折柄俄かに空か  
き曇り震動雷電して高座の上にたがて即座に頭抜け失  
り是全く讒言をうまて調伏をましむる罪天誅ある  
へしと太宰府にも専ら沙汰しけりとかや其頭ハ南都  
東大寺の庭に落りたり王城にてハ博士に占はせ玉小  
に正敷讒者の舌頭に依て征伐を差向玉いられを靈魂怨

敵をふすと奏しけれハ則吉備大臣を勅使として九州へ  
下し玉ふ筑前國博多へ着し此所より三拜一歩して来り  
けるに尊靈神龍馬に跨り歴然と顯はれ給ひけれハ吉備  
大臣勅宣ありと去けれとも火もむるみ玉いれ白柄の長  
刀を携へ立向ひ玉ふ其時吉備大臣往古一字の師たる事  
を問答されしに一字たりとも師弟の礼ハ黙止かゝりと  
勅宣を請玉ふ其時松浦の宗廟鏡大明神と号はると勅書を  
渡し三拜して去りぬ誠に和光同の大慈悲學世て尊崇  
し奉りぬ其後桓武天皇の御宇鏡大明神の御社内裏より  
御造營中古又後奈良院御宇改めて勅額を下し玉ふ社領松  
浦郡草野を附り高貳万五千石也祭祀九月九日其外ハ  
祭毎月有之也祭の度毎に帝立九月九日にハ日本國中毎

年一州二尺の馬を引来りし御社境内八丁四方こ  
 て方壹里下馬下乗也境々の印の所を八丁塚と云宮殿  
 堂大伽藍惣廻廊釈迦堂毘沙門堂不動愛染両明王末社数  
 数あり鐘樓門山門二王門一二三の華表御供殿普請方諸  
 役三百廿人大官司草野陸奥守源鎮光復姓して後藤原と  
 成草野宗璽まで二十八代の祖元也往古社僧領壹万石大  
 官司領壹万石下社官十八人大官司より分宛之其後草野  
 威勢強くして領所廣く成り一因に領所と成り社僧法印  
 政所坊宮路坊御燈坊御供坊轉法院を初として草野より  
 の賄と成て領所の内を分け與ふ草野氏の鏡宮并無音寺  
 宮の天官司也依之增長せりとかや今ハ社僧二ヶ寺官司  
 二人也唐津城主侯より合力米として官司坊、現米五石

音作悠

御燈坊、現米四石社官、現米貳石五斗宛毎年祓下之也

松浦古事記に所如左

- 一 鏡大明神 一、官 神功皇后 二、官 太宰白二後藤原教諸公 草野宗璽 下社家 都下田數百三町 十軒
- 一 一人皇五十代桓武天皇御宇延暦三甲子年御寄進有之也
- 一 日本國法大谷より馬市着之但九月一ヶ月中也
- 一 從 今上皇帝 御武運長久御祈念御勅命為之也
- 一 紺紙金泥法華經七十卷同金剛經拾不願六十卷右何哉
- 一 唐本也好政公ヨリ御寄進有之也 好政公ハ波多 御勢守ナリ
- 一 御供米三百石 從波多氏御寄進也 神主 草野宗璽
- 一 村鬼ヶ城主 二萬三千石
- 一 御社七堂大伽藍 東金堂 本尊毘沙門天 西金堂 本尊藥師如來
- 一 弥勒堂 十一間四面但茅葺也 神樂堂法華經堂 同以

一 官師坊 御燈坊 右二十寺社內之有之也

一 諸寺院 百二十三所 但天台宗

安永寺	上野坊	安國寺	松前坊	長永寺	駿河坊
安慶寺	津輕坊	妙音寺	上総坊	龍清寺	下野坊
安膳寺	肥前坊	清香坊	安藤坊	永蓮寺	彦根坊
蓮昌坊	白河坊	松泉寺	石見坊	圓命寺	常陸坊
海金坊	大隅坊	相林寺	美作坊	相迎寺	越前坊
昌蓮寺	伊賀坊	金剛院	土佐坊	助法院	讚岐坊
昌秀院	備後坊	南西院	大澄坊	真光院	豐前坊
法昌坊	筑後坊	東方院	肥後坊	西連寺	伊豆坊
永道寺	播磨坊	相命寺	阿波坊	龍光寺	佐渡坊
迎蓮寺	伊豫坊	源龍寺	越後坊	岡松寺	天和坊

金清寺	伊勢坊	了愿寺	長房坊	覺林寺	武藏坊
昌命坊	若狹坊	湯永寺	信濃坊	秀用寺	金剛坊
妙昌寺	加賀坊	妙真寺	西入寺	度湯寺	參河坊
大昌寺	真得坊	迎覺寺	淡路坊	正西寺	美濃坊
大覺寺	出羽坊	天得寺	西連坊	香清寺	近江坊
法林寺	迎月坊	秀妙寺	越中坊	宝昌寺	千林坊
昌山寺	覺入坊	林濃寺	慶真坊	得昌寺	真入坊
妙樂寺	法慶坊	金剎寺	入法坊	長床坊	長久院
昌林寺	宝山寺	長松院	林政院	西月院	光清院
南光坊	源服院	東光院	明清院	林松院	宝藏院
天得院	正得院	月心院	宝相院	圓林院	迎泉院
林昌院	松昌院	得林院	宝泉院	圓光院	末松軒



光月院	龍白院	天政院	秀昌院	久光院	圓覺院
末迎院	妙音院	觀音院	大宝院	金藏院	法尊院
永久院	世樂院	法迎院	宝德院	月光院	妙法院
昌尊院					

右者法頭坊 田數十町 米三千石 六石宛現米也

○同二之宮別記

河海抄云廣繼叛於西府於是勅大野東人為大將軍率官兵討之時廣繼不利自拔刀斬首飛升空歟移官軍其灵化為赤鏡見者多死今肥前國松浦郡鏡明神是也以上河海  
 ○天文年中後奈良院ヨリ大明神之号ヲ下シ玉卜也社頭ノ額ニ有之其宣旨曰

宗源 宣旨

鏡尊廟宮 肥前國松浦郡

宜授大明神號者

右依

今上皇帝 聖勅 神宣御表之神玺如件

天文十二年六月廿七日 神部任波宿禰奉

神祇官領長上卜部朝臣

○社内ニ画軸经文種々ノ宝物ヲ納タリ而縁託アリ古筆也安部仲丸手跡也ト云一氏左ハ有ルヘカラス仲丸ハ入唐ニテ終ニ帰朝セスニテ唐土ニ於テ終焉ト有レハ可考

○諏訪大明神

濱崎村

当社ハ人皇十七代仁徳天皇の御宇百濟國分王仁と云官人鷹を献一奉一也其頃迄ハ日本に鷹と云鳥渡ラサ其由一皇帝に奏一けれ鷹ハ所謂靈鳥と聞リ請取ルにも礼者ハ一其法礼を知リたる者ヤ在りと尋させ玉ふといハとも其法知リたるものあり然るに女を出し請取ラサハ一其法を知ラサも苦ラサハとて官女を撰ひ玉ふに往昔神功皇后三韓征伐平定一玉い太矢田宿禰と云人を新羅國に留置き鎮守府將軍と一玉小是鎮守府將軍の始也此宿禰の四代に当りて太矢田連と云人の娘を諏訪の前と云則宣旨有て鷹を請取ラセラ此官女ハ三十二相備リ類ハあき美女にて和歌に長一其外諸道に達一たる帝帳中の姫也王

仁の子セイライと云者其鷹を居て渡に時情思ふ様か  
る官女に渡す事其例なり直に渡すもいか、也とかうか  
以を抜き錦の帛紵を掛て疊に立て鷹をおろせり則諏訪  
の前より寄て請取けり鷹はコノリ也皇帝御感斜あは  
セイライを三年留させ玉ひ鷹の居様古実秀敷相傳せり  
其中に尤も鷹ともし鷹を仕立日本鷹狩物る日本より  
諏訪の前を鷹匠の大祖とに三年目セイライ帰國の時此  
松浦より船に乗ける故諏訪の前見送り来り玉ひぬ此所  
にて鷹匠はまこゝを合せけるに麻と小豆を作りたる畑  
の中より一ツの蛇出て鷹を卷殺せり諏訪の前惜み玉ひけ  
れとも其甲斐あくありにけり斯て都に登りて帝に何と  
奏せんやと案し煩はせ玉ひ暫く此松浦にたじせしか御

年二十八にて草野の露や消させ玉ひぬ此唐士の浦の者  
共たしむまはりて今この御社の所に築奉りて都に奏しけ  
れぬ諏訪大明神と尊崇せしきし内勅有りしや唐士ら  
浦の守護神と顕りれ玉ひて十月廿七日の祭礼急し其  
後此浦に麻小豆胡麻を作すれぬ蛇多く生るとや麻小  
豆蛇を憎せ玉ふゆ一此浦に蛇来りぬ又此社内砂を請  
て他所の居屋敷に振り置けり蛇其所に出ると云傳一奉  
世て信仰し奉りぬ諏訪大明神奉納の軸に夫鷹ハ天地の  
間の寄物群禽の中の悍鳥也されぬ古人も猛烈神俊の才  
に由り和漢共に是を賞せり我朝にては神功皇后在位西  
十七年丁卯百濟國より鷹を貢に備へ其後仁徳天皇の御  
宇に又鷹を献しけり天皇御様に出玉ひ鷹を放て雉子

と得玉ひ是鷹狩の始也夫よ<sup>う</sup>代々の帝日是を愛し玉ひ世々名鷹も多かりし鷹の一物たる勇俊武備の鳥あれは尤も武士の愛すべきもの也遊戯の業に似これとも孔子も豫校すといひり四時の狩り耕作の害を除け往古其事あきにあはれ無て山野の狩に馴る時いひりある嚴寒の軍場にも脛の雪鬣の氷に厭いに指をおと<sup>し</sup>膚をさく寒さにあはれ<sup>し</sup>鶴翼八陣のうけ引に習ひ士卒の足を固る業あれは其備に用る事以てつとといふ一か<sup>ら</sup>は此大明神に詣る時の鷹能一物り末世の今迄奇特あり事難有御神也

○田島大明神

加部島

当社に三神合社にてたを<sup>し</sup>中に第一田心姫尊第二湍津姫尊第三市杵島姫尊当社に則ち一田心姫尊の神社にて中尊に立玉ひぬ左湍津姫尊右市杵島姫尊也筑前國大島神社に

左田心姫尊

右湍津姫尊の神社也

又澳津島の神社に

右市杵島姫尊

左田心姫尊

中尊市杵島姫尊の神社にてたを<sup>し</sup>中に

右湍津姫尊

松浦郡の神社ハ皆此志社に――此社往昔肥前國第一の  
 大社也延喜式神名帳等に委し日本記第一神代卷に素盞  
 鳴尊伊弉諾伊弉册尊の御心に叶玉の根の國に趣玉ひ  
 一時高摩の原にまうり婦の尊の天照太神にまみ玉  
 ふて後云多婦らにまうりたまむと望玉ひに伊弉諾尊の  
 るさせ玉ひ――から則天に登玉ひに天照太神ハ素盞鳴  
 尊の國を奪ひ玉らん事を疑させ玉ひけれハ則素盞鳴尊  
 此よりさとり玉ひ我初――黒心なり云々ぬるに根の國  
 にまかるとに主――婦の尊にまみ――すんハ我以かんが  
 あててまかると此故に雲霞を隔て遠きより参りぬ思ハ  
 さりき婦の尊いかり玉らん事をと宣ふ時に天照太神の  
 たまをく將に何を以り赤心を阿かさん對てのたまをく

共に誓をん其誓約の中にまのを生せん將に主――女あり  
 ハ濁心ありとた不せ男ありハ清心有りとた不せ爰にた  
 ため伊弉諾伊弉册尊の二神寵愛――玉ひて天上を志し  
 め――玉小時御まるとりに結付玉ひ――八坂身のみすま  
 といふ玉を素盞鳴尊に傳へ玉ひ――を天照太神乞請玉ひ  
 て喰くたま吹玉ふに御息の中より生出させ玉ひ――御神  
 を天のを――不み、の尊と申奉る天照太神とり玉ひて御  
 子と――玉ふ又天の真谷井に振濯き吹玉ふに先田心姫尊  
 を生玉ふ是肥前國松浦郡田島大明神姫神島に鎮座す――  
 ます也其後星霜遙に隔りて天平十戌寅年夏大伴古磨に  
 詔命を下させし也田島大明神とたくり玉ふ時に人皇四  
 十六代聖武皇帝の聖勅也神代より三座島々に鎮座す――

中に事異戎鎮守の御社也此時より釜川の宮と云又此島  
をか蚕一と号す事文祿の頃大岡秀吉公此島堀を立た  
るか如しとて壁島と名付玉ふ今ハ加部の二字を採ゆ  
唐土玄宗皇帝の時に當つて 聖武帝吉備大臣を以て檢  
唐使を立玉ふ帰朝の折かゝ空一面にかき曇り真の闇と  
ありゆるに船路遙に光を顯ハ一さあかゝ旭の輝に古と  
あゝは則附舟を寄せしめ見せしに女神とた不しくて天  
の岩船にめしめて天冠をいこゝき玉ふて其光り白昼の如  
しとあり是田島宮あると吉備公九拜し其神靈を尊  
崇し帰朝の御其由奏聞在りしに則大伴古磨に詔を下し  
玉い田島大明神と贈勅在りし也此島を姫神島と号し  
毎年夏越の御祓急る事あり又孝謙天皇天平勝宝八年禁

中寝殿の長押に天下泰平の四字自ら生に此田島大明神  
の宝殿に一つの蜘蛛出て國土安全の四字を顯いに又駿河  
國淺間大明神の境内の桑に三寸の蚕出て脊に皇帝命百  
歳と云五文字をふに何事も奏聞有りしに年号を天平勝  
宝と改る其後仁明帝の勅命によつて兼和元甲寅年小  
野篁入唐の時船中安全のため奉幣を捧祈願を籠りし  
に夢中に其大明神顯はせ玉い船中安全にして渡唐すと  
いしとも唐土に於て一つの大難あり其賢才ある事を憎  
て害せんとす其難遁る事能はに今年を経て入唐す  
一とと詭宣有りしに篁も此事兼て覺束おく思われし  
故に虚病して松浦の沖より歸りしに皇帝逆鱗ありし  
に罪科死刑にも行はるべきの處博季多才の人あるか

故に其事を赦させ玉ひ隱岐國に流罪せしる其年其難何  
れ遁れ難しといへとも其害をさけしれし事此田島大明  
神の加護によりて也夫より曆數遥隔て天慶四年丑年平  
純友謀叛せしによりて六孫王經基多田滿仲橘遠保等討  
手の宣旨を蒙りて純友純素を亡し九州平定して後三十  
三年にして貞元二丁丑年八月十五日多田滿仲刺髪して  
法名滿慶と号同年源賴光肥前守に任し肥前國に下り  
此時に滿慶の命によりて九州肥前國大小の神祇に寄附  
奉納等あり此田島大明神にも天元三庚辰年鳥居一基を  
奉りて寛政の今迄八百有餘年に及り此鳥居一旦崩れ  
たこり其後新に建りたりや年号未だ天元三年と鮮に  
見へけれとも波多氏修造之と有り往昔賴光の銘無りし

や又菅古して其銘のからさりにや波多氏の元祖渡辺  
源太夫判官久い久壽元甲戌年卒す其先祖は武州箕田に  
住す其以前に波多の名ある事を聞ひて天元より久壽迄  
年歴百七十餘歳隔たり左あれば多田滿仲の余に仍て賴  
光の寄附を本説とすし一現在今田島宮の華表に天元の  
年号歴然たり又太閤秀吉公名古屋御在陣の時此島に鹿  
狩を催し狩捕りたる鹿を社檀の前に寄しれしに群集の  
臣下神明の咎もいかになれは外一運ひ出さしと云け  
れとも秀吉公少も恐れ玉いす何条の事あるんやと寛然  
として居玉ふ所に忽風波起りて集りたる鹿不殘吹飛し  
穢土を清めけれは則官司に仰せて神慮清し其の神樂  
奏し玉ふ其後祈禱祈念懈り玉いす奉納寄附等ありし也

既に朝鮮渡海の先陣小西振津守加藤主計頭軍勢出船の  
折かゝ敵國降伏の祈禱をおさし玉小御社の後森の中  
に大石あり此前に壇を築注連を引て官司再職して祈け  
れハ百騎の精兵弓箭を帯して朝鮮の方に向い矢を放ち  
鯨波を上げれハ大石中より豎に割れたり其石破れたる  
多しにて今に宮殿の後にあり秀吉公御威斜あらず神明  
を仰き玉い軍勢海陸無難敵國降伏の祈願を籠玉いぬ其  
後一艘の船を献し朝鮮の苗梅宗良の八重櫻の苗を社内  
に植させ玉ふ今に其樹残れり松浦郡の神社ハ皆末社に  
てありし由境内の末社に佐用姫の神社在り縁起列に有  
也太閤秀吉公往昔神功皇后の御祈願籠させしれし例に  
仍て田島大明神を尊崇ありし也又大伴挾手彦の因縁有

るを以て朝鮮征伐の砌より高百石山林無相違の  
御朱印を附せしれ今御當代々の將軍家賜之官司従五位  
下任官昇殿を赦させ玉ふ夏越禊の祭祀御旅所宮崎に在  
る也

跡を遺し下津岩根を其のまじりし

たし中乃神のまじりしをみんし



○佐用姫神社

加那島田島宮之志社

此神社ハ宣化天皇四己未年大伴扶手彦勅命を蒙り新羅國に趣ぬ扶手彦松浦郡篠原長者の娘佐用姫を嬪とす情思ハり長ハ今新羅國と任那國戰の折かゝおれハ若ハ長き別まふも成らんやと一ハ各歎惜一ハ扶手彦に言けるハ新羅國に去るが玉一行未覺東あくる心爰にあつたといふこと了願ひけれとも遣唐使の勅命を蒙り事あるハ其事思ひもよと救されず暫一の形見として鏡一面小太刀一振軸物一巻を渡して既に唐士り浦より船を出さんと趣ハに佐用姫心みとれて跡を志たいたハ一の形見を抱て久里屋川を渡り一に誤て鏡を水底に落しぬ持てより領中摩山の絶頂に登り声を放つて招けとも追風にさ

了はれもや沖中に出現此時木の根茅の根に取付て漸く  
登りしによりて鏡山道一筋の茅末世の今迄其志る  
ある事奇妙ある事にあらずや最早船影も見えされい塔  
北より船影の近き方へと急しに一つの島を見当りかこ  
一行人と携手彦の名を呼んで慕われしによりて今の呼  
子浦と呼名の浦といふ也既に釣船に打乗て姫神島  
に上りぬ此島の小高き所一つさひ登り遙に唐土の雲  
路と云はれなく一面に見渡しけるに船影も見へされい  
其所に伏し轉ひ歎き悲しみ其娑婆終に石と化しぬ是則佐  
用姫の靈望夫石也夫より十ヶ年の星霜を経て携手彦帰  
朝の時同船して唐土の沙門曇惠道探来朝しられとも物  
部大連等日本に佛法を弘めるにより神明の崇ありと奏

して佛像を捨て諸寺を燒失ふによりて蘇我稲目の指図  
として西沙門に此松浦より帰唐せり此時沙門川上の里  
に觀世音を彫刻し佐用姫の菩提を吊い又此島にも来り  
て追善をおし塔婆を立て戻りぬ其後佛法弘まり一字を  
建立して惠探寺と号す後此寺絶へるを再興して五雲  
寺と号す是佐用姫菩提寺の跡也人皇四十五代聖武天皇  
神龜四丁卯年玉津島大明神神祇官に託して宣いく日の  
西に篠原の長ら娘佐用と云貞女あり夫ある者の入唐を  
悲み死す其姿靈石と云れり萬代の龜鑑と日成るし今  
招を申くし是を祭る志むと也此時より拳世と佐用  
姫の神社と崇む仍て田島宮の末社と直る佐用姫宮の社  
僧立雲寺不淨を忌めり去に少りて此寺衰微し寺号の及

にて滅せんとするにより則波多相模守國の代に加部加  
唐馬渡の三島一統に此立雲寺の檀家に附せし是より  
此寺も繁榮して今龍源禪寺の末山とありし也夫より社  
僧を放し神職を引請奉幣一世に扶用姫の神社と三島の  
檀家と替へたりと俗説する事是也又太歳秀吉公名古屋  
御在陣の時此望夫石を見玉い斯る旧跡を其傍に置  
かして小社をも建て祭るしと宣ひけるに仍て小社を  
建立す其以前ハ中古社崩壊せし候に此望夫石に注連  
を引て草むすに埋とりされとも節々折々の祭へ急ぐさ  
りしと也宣化四巳未年より星霜を経て今此寛政元年迄  
一千二百三十三年にある也扱又川上の里と云にも墨惠  
道探暫し足を留しハ拱手彦入唐より十三年後欽明天皇

九戊辰年歸朝の節唐士り浦今の濱崎浦へ入船也其時扶  
用姫の事尋し道に君の御跡を志しひこりれ空敷あり  
玉い爰より西姫神島と云所に葬りしゆりせし由語りけ  
れハ我勅命を蒙り百濟國に至り今私の愛情によつて  
彼墓所に立寄ること多し以か、あり殊更不浄の恐りあれ  
ハ一先都に登りかさ収て厚く吊ふし先此所より手向  
ふして歸るしと靈佛を尋し道に漸佛法流布とい申  
せとも未だ都方をかりに遠郷迄ハ佛とも法とも相分る  
ざる者もかりに志ふし都に登るし折あし道にて  
蘇我稻目の臣に行逢へり其者云けりハ唐土より佛法の  
道師来朝して肥前松浦へ来れる由されとも物部大連等  
佛法流布によりて神の崇り有てささくの病流行し萬民

の苦とありとて葵園して招を申下して佛像を難波堀江  
に捨て諸寺を焼拂ふ是に仍て今其道師末朝の時節にあ  
りたり先帰唐を勧めよと稻目の命に仍て松浦まで下せ  
るす下先帰唐を勧めよと稻目の命に仍て松浦まで下せ  
りたり悟りりる其僧二人拱手疾と周船にて末朝ける  
曇惠道探なり稻目の臣下川上の里を尋て書簡を出して  
百濟國の西道師を度せし也沙門曇惠一併の觀世音を此  
に残し置佐用姫の菩提を吊ひ歸りし也夫より星霜を経  
て此所に鏡宮座主松浦僧都政所坊の伽藍とあり此時觀  
世音菩薩も境内に包たり其後世隔りて伽藍衰微し此所  
引拂けれとも往昔りの觀世音菩薩あるに爰に残りぬ  
稻目の臣下此川上に里ありと聞て川上の里に以律古控  
やと尋登りしや一り此ありと川上の里と云しにや又

今の世道も此所觀世音の居せし一辺りを座主と云あり  
座主は松浦僧都の伽藍ありし時りの名あるし又平  
原村に坐不さと小谷を呼ぶ事是坐ぶさの里の事也座主  
の伽藍建立者し時此所の木を伐て柱とす其伐採より芽  
立てと成る木の伐採より出芽を坐ぶさと云此故に  
所の名とす

心なき木にも念ひはあはれと云ふ坐ぶさの里の神垣  
とい松浦僧都のよきと云ふなり

○唐津大明神

当社ハ神功皇后三韓征伐の時西海蒼々として船路静あ  
りさりーに皇后天に向はせしれ祈念し玉ふに我朝神國  
の志るーにや海上忽然として波穩にありけれハ船路如  
すくと三韓平定し玉ひ歸朝の後此所に勸請ふさし玉  
ふ神社とかや其後帝都三位藏人豊胤信する所の觀世音  
底江五郎宗次に抱かれ西海に趣玉ふと夢中に見て覺け  
れハ豊胤不審に思はれける叔又底江五郎宗次に在所  
唐津に於て天平勝宝七年九月廿六日夜夢中に白衣の老  
僧来り枕上に顯われ三十日を待て北方の海辺に出て見  
るしー必不思議あるしーと宣ふと見て夢ハ覺にける又  
翌夜も同し事あるにしー奇異の思をあり其日を待得て

供の用意をなさしめ濱辺に出で遙に沖を眺るれしに奇  
あるる如く一つの筐物照輝て波濤に浮めり間もなく渚に寄  
けれハ潮をむすんで嗽き直に其宝篋を携て帰宅に宗次  
倩思いけるハ我此所を領せし事遠きにあらず然るに今  
斯る夢想を蒙る事神明の告に疑あし仍て清浄の地を撰  
い宝篋を奉納して武運長久をも願ふしと其用意をさ  
しけるに播代相傳の家来を始め領内の民百姓等追尊崇  
し奉りて則先の神所石の宝殿の在りける所へ納奉りぬ  
尔時天平勝宝七乙未九月廿九日也其後五郎宗次帝都に  
出づれ藏人豊亂の館に行不思儀ある夢物語り在りける  
に三位豊亂の過にし頃觀世音の現夢の物語り有り割賦  
を合せしる如の靈夢あるハ終に天聴に達せしれしに時

の帝孝謙天皇詔命を下し唐津大明神と贈玉如神德益廣  
大にして旧例の祭祀懈あらず事の式等又同し其後遥隔  
りて松浦党の内元祖源大夫判官より八代に當て鴨池源  
三郎の男神田五郎廣と云人あり性古五郎宗次の跡を尋  
て其名を請継尊崇して後鳥羽院御宇文治二甲辰年三位  
豊亂五郎宗次の二靈神を唐津大明神の相殿に勧請し奉  
りぬ此二神則唐津大明神八座の内にてたてしす今唐  
津城中に在

○列記曰唐津大明神ハ孝謙天皇の御宇当國の住人神田  
五郎宗次上京して 中將と云人宗次に懇意となり唐  
津の勝地なる事委敷語れハあるれ願ハしき所也一世の  
中必行て住居せんと深く契いぬハれ共公事如何とも

任かゝく末期に及んで我誓て唐津一行んと思ふ死後棺  
に納て上に官位姓名年月日を記し海に入すと云て終  
焉り遺言の如く難波の海に入ると難波く天平勝宝七年  
九月廿九日唐津の濱に流し着けり宗次夢想の告を得て  
右棺の入る箱と海士人の手に得り宗次尊崇し其趣  
を具に都一言上し帝詔を下し夕ひ唐津大明神と稱し玉  
ふ夫より以来天和元年に至り九百餘年を経り九月廿  
九日の祭礼怠る事なしと社人の説也

社僧歡松院真言宗傍に觀音堂あり堂の両側の柱に額あり文に曰  
慈悲靄々盈天地 廟像巍々冠古今  
當時鍋島信濃守殿に在し雲海と云朝鮮人の筆跡と云

○平家物語源平盛衰記等に在り徳大寺実定御福原より  
旧都一月見に上り玉ふ時供して大宮女院侍従爲に行て  
物々ハと君ウ以ひけんるの音のけさしとあるかゝるは  
とよみて物々ハの藏人といをれし此明神の末葉あり  
と云り藏人の末孫今も都に在て一年当社人権火輔と云  
者都に登りける時逢ひ多いて先祖の靈神あれは一度冬  
詣致し度事あれと云遠路心に任せしめての志あれは  
とて冠と笏と下し夕ひりり

○歡松院にハ宗次の書状ありちひさき紙に立文也ちり  
ちりに破れたれハ文詞のつばき慥あらず其外に古き説  
文数多ありけりを領主兵庫頭殿の時熊澤氏借取しける  
故今残れるハ宗次の文と畑氏の寄進状計り也其状に云

奉寄進田地之事唐津大明神宮の御在所肥前國上松浦之  
西郷在崎之河向八丈田之下田地卷之之事四至堀出古  
之作也

右件田地者親当知行無相違所也然<sup>上</sup>尊天長地久当村安  
穩家内長久子孫繁昌息災延命為御油燈奉寄進處也  
仍寄進狀如件

文安六年己巳正月十一日

源親判

唐津大明神宮

條

文安六年ハ宝徳元年也後花園院御宇東山義政將軍の代  
也宝徳元年より天和元年迄二百三十餘年也源親ト云ハ  
卷河守の祖父ノ曾祖父にて有<sup>ル</sup>也  
○同社鐘銘云

肥之前州松浦郡当社大明神者神田五郎宗次以夢想往  
来于海辺一日有一箇宝篋而浮海上光明照耀遍十方  
宗次半驚愕之半尊崇之忝問孝謙天皇即下詔命歸唐津  
大明神于時天平勝宝七年九月廿九日也故老所傳一宮  
光妾音化現二宮慈氏尊降下也名来歷八百五十一星霜  
靈驗不減昔日異哉今也寺沢志大守廣忠朝臣命工鑄  
洪鐘祭神如在感歎之餘賦一偈明神始終祝大守遠大云  
大守為尊神德周華鯨新鑄祝千秋鐘声亦與谷声大遠近  
頌頌九々列

慶長十一年竜集乙巳二月日

前南禅兼允誌焉

當官司覺任房



聖母大明神

南山村

祭神神功皇后

社地を珠島と云社前の川を珠島川と云是則人皇十五代  
 神功皇后を崇祭一奉る靈社也夫れ人の遍く尊稱一奉る  
 聖母大明神と云ハ人皇十四代仲哀天皇の御后也九代開  
 化天皇の御曾孫氣長宿禰ヨシナカスミの王の御女御名をハ氣長足姫ヨシナカスミヒメ  
 の尊と稱一奉る十五代の女帝に一奉る則ち十六代應神天  
 皇の御母王にて神号を聖母大明神と稱一奉る應神天皇  
 を八幡大神と尊崇す氣長足姫の尊ハ其氣稟の俊秀ある  
 御年稚き時より聰く明くうに中一中一て顔容美麗ある  
 事日本紀等の旧記を考一知る也

香椎宮記云仲哀天皇八年正月に天皇筑紫に於て異賊

退治に事ありて皇后と共に長門國豊浦より筑前一下  
りせ給ふ天皇ハ山鹿の岬より岡の水内に入給ふ遠賀郡  
皇后ハ洞洞の海海より遠賀郡岡の津にあり入せ給ふ此時遠賀の  
司岡の縣主怡土の縣主など参れり

天皇皇后共に香椎に留りおもし才明年二月天皇異  
賊と戦ひ賊の矢に当り香椎に於て崩御し玉小是異國  
塵輪と云敵来り戦ひ給ひ塵輪ハ亡し給ひしか共流矢  
に当り崩し給ふ由難書に見一たり日本紀の注にハ天  
皇又りか熊襲と伐て崩し給ふと云一り

仲哀天皇庚辰九年二月五日天皇異賊の爲に殃禍を受け  
玉小て明る六日崩し玉小御尊骸を納めし御棺を椎の木  
にかけおかれしに異香四方に薫す是に因て地名香椎と



云椎木在る所古宮と云其後皇后天下を治め玉小菴宮を  
小山田の邑に作り玉小是今糟屋郡山田村此時右異國の賊  
日本ハ仇を爲さん事を覚悟し玉小日本より早く軍船を  
調へ異域三韓を征伐し玉小一と遠慮し玉小時に大臣  
武内宿禰と謀り軍略を免くし官軍を三韓に向け玉小  
則神功皇后親ら軍勢を引率して肥前國松浦の縣に至り  
玉小時に此珠島川に於て登り船を釣て軍旅の吉凶を下  
し玉小果し釣得玉小を以て吉兆と凡是れ遍く世に傳  
ふ所也川端に垂綸石あり御立石又紫臺石とも云唐津城  
主土井侯の時印札立しあり是則釣綸を垂れ立せ玉小石  
にて今垂綸石と号す是其仲哀天皇崩御の翌年辛巳四月  
三日と云

託曰此時白糸の鏡を神井に入て試み玉一に終に緋と  
成る筑州怡土郡に染井と云あり由て名付る処也と又  
早良濱を通るせ玉ひて松を倒にさ一玉ふか根付たり  
と云傳ふ是早原郡生の松原と云又神の御田を作らせ  
玉ひんとて那河川の水を引溝を不らせ玉ふ是那河郡  
の迹<sup>トビ</sup>驚の岡也又香椎潟の沖御島と云香椎の浦にて御  
髪を海に入れろ、き玉ひ二神在して御髪を二に分玉  
ふ所也二神ハ水神巖島明神と龍神宗像明神也又皇后  
高き山に登り大鈴を賢木<sup>サカキ</sup>の枝にかけ天神地祇に祈り  
玉小時に白髪の老翁出現して曰我異國を征伐する事  
七回の棟梁たり帥船を導く一とあり是を住吉明神  
也と云て又三の吉瑞を記せり一にハ釣を垂れて細鱗

魚を得玉ふ二にハ御髪を海水にろ、き水神龍神来り  
て二に分けん三にハ高き山に登り天神地祇に祈り玉  
一ハ白髪の老翁来りて帥船を導き玉ふ  
傳一云初白髪の老翁在して皇后に告て曰韓國を征一玉  
ハ、先ハ乾満の二顆を得玉ひ、及に血ぬす一て服<sup>ヒ</sup>な  
んと故に翁のさ一因に依て此両りの珠を海人に操り求  
め給ふ海人珠を杉の葉に盛りて是を捧ぐ此珠を得玉ふ  
か故を以て此地の名を珠島と云川を珠島川と云松浦郡  
南山村にあり又此川に皇后鮎を釣り得玉ふて其吉兆を  
頼ひ玉ふて珍一と曰ふか故に川の名を免つ川とも  
云乃ち土人の唱一来り処の古名也黄金の釣針黄金色の  
鮎の唇杯の説も言ひ傳ふ所也是等に限り太古の説ハ

事を尊むの厚きを以て口碑に傳ふ事考ふ——其誠を貴むの厚き所也夫れ天地万物を生——陰陽造化の概、天道行はるゝの常古今の殊る事有る——國家の處置天心に適ふ時に天の祥瑞を下——万民快樂の時來る天心に徳せざる時に妖孽を顯——天変災害の兆あるも自ら然也太古の事跡蒼りに蒼めて其誠を失へ——其神魂を汚す私に誹——て其実を得され——其咎を免れず故に唯其事の實を失へぬ様有た——古書を考るも後世に傳ふるも誠の心、天に随ふて失ふ——神靈の花も春咲き紅葉の毎も秋に照る四時運行の遠はさる誠の證據也若白髮の先翁を往古大明神と崇め祀る其社松浦郡にて珠島の辺り平原村に在り和珥の津の洋神集島に在り又唐津と云

地各々三韓渡——口の津ある故函云唐津領呼子浦より壹岐島——十三里壹岐島より對馬島——四十八里對馬島より朝鮮國の釜山浦——四十八里あり唐津より釜山浦迄日本程にて凡百里餘也三韓渡りの船路差——渡——あり皇后三韓に事あり——時松浦郡の北境に鬼ヶ城を築て異國の防禦と成——玉小今郡の五反田村に古城跡ある是也又海辺にミホウジの城と云出張の古城跡あり今の洞上村古城跡是也皇后軍船を押出——玉小湊と和珥の津と云今唐津領湊浦也神集島と云一島和珥の津の側少——沖にあり皇后諸軍に指揮——て神軍を集め玉小島也是今に於て神集島と云

記曰皇后彼の先翁に問て曰く誰を——るか船の楫主を

とくく人答曰安雲の磯良と云海人能く海中を知ら  
り是を召し玉ふくと則老翁の教に随て泥前糟屋郡  
奈多濱にて神樂を奏し玉小時に磯良浄衣を着し躡皮  
胫中して来り掲す老翁云異國退治の神船四十八艘宜  
しく楫主を頼むと又豊姫の虚空津比賣命也川上  
明神と号す此命に令して磯良と共に彼の乾満の二珠  
を求め得玉ふ女軍男軍陰陽の備へ龍雷の軍配の神軍  
の秘術ありと云て若此二珠を得玉小時は又に血ぬく  
すして服なると云  
又曰皇后此時賊徒の羽白熊鷹を誅伐して生捕り玉ふ  
時御側の人に向ひ熊鷹を捕り得て朕が心安しと仰せ  
けるゆへ其所を安須郡と云時に皇后南胎に当り玉ふ



御乳房大にして鎧の胸板高く引合あり棟大臣連保  
の鎧の單摺を切て御股の下に付け海神より奉る杉の  
葉を袖に挟み玉ふ是を鎧の服袖と云此時より始まる  
御髪二に掛け甲を召し髪と因て群臣に謂て曰く師  
を發し衆を動すり國の大事安危成敗必ず此に繋る今  
征伐の事を以て群臣に授けあるに若事なりは罪群  
臣にあり人是甚しいたまりき事也故に吾婦女にして  
又不肖ありと虽も暫く男貌を仮りて強て雄略をおこ  
し上の神祇の靈驗を蒙り下の群臣の助にすして兵甲  
をふるい峻浪をりたり艦船を調へて以て財國を求め  
若事ありは群臣共に功あり事ありは吾獨り罪あり  
人既に此心ありともにかかるとありは群臣

一三武内宿禰トアリ

皆申さく 皇后天下の爲に謀り申し宗廟社稷をや  
くせさせ玉ふ所也とて頓首して招を奉る此の下の髪 豊  
姫も御鑑を召し三百七十五神帥船を鎮護玉ふ仲哀天  
皇九年二月六日崩御同年十月兵船を揃へ皇后親し新  
羅一渡りせ玉ふ此時皇后男子の猶となりとつめ了鉄  
鉞を取玉ふ軍法を指揮し衆に謂て曰く鉦鼓を以てだめ  
なく旌旗違ひ乱しあり軍列調りし財宝を貪り私欲を  
懐かひ必ず敵の爲に捕れん小敵を慢るやめれ大敵  
を怖るあつれ令を犯し凌かひ勿ナヒ降参せんや勿  
殺が戦い勝つ者には必賞あり人逃け轉りし罪あり人  
と仰せけらると日本紀に見し侍る此五つの御説諭至  
る哉

抑皇后三韓を征伐し玉ふ事先帝仲哀天皇異賊の爲に崩  
御すし申せし其然敵あり尚彼の異國より吾國を伺ひ襲  
ふの機あり故に先ずる時に則人を制するの時にて此事  
を謀り玉ふ先帝崩御の翌四月神軍和珥の津より發船し  
玉ふ壹岐島へ船を着け玉ふ此所を勝本と云ふに於て  
順尾を祈り玉ふか故に一にかざ本と云和珥の津より  
御船を發し玉ふ首途の關海上に響き渡りしと云海洋  
や響の灘と云又壹岐の勝本より御船を進め玉ふて對州  
下縣郡豆殿村南の出岬に着せ給ひ此時皇后御産の催し  
有り云

記曰仲哀天皇崩御の後皇后天下を治め玉ふ齋宮を筑  
州糟屋郡小山田村に作り玉ふて天皇九年庚辰三月吉

日を擣て宮に入神の教を積玉小此時始祖天照大神の  
神託に異國より軍船を催し此地に渡ると日本よ  
り早く軍船を調へ異國に渡り先づ三韓を征伐す  
と也武内大臣を始め此神教ありとの詔を受け如斯  
軍船を發し玉小

又曰磯良御船の楫を守り壹岐島へ着せ玉ひ風を祈り  
玉ふ所を勝本と云夫より對馬の和珥の津に至り玉ふ

と和珥の津は松浦郡にあり同名ニテ所不審松浦記に神集島  
和珥の津古より言傳ふ所なり船を發し玉ふ所を斯く唱へ來る歎  
産血下る此所を産血の浦御船より下りさせ玉ひ石に御腹を

冷し玉ふ今對馬汀なる白石を取り御裳の腰に挟み誓て  
曰く我の胎内の御子太子なり願くは聞玉へ今我れ身

をすて敵の國に向ふ事娠める御子ゆへなり日本の主

となり玉ひ異國を亡し歸朝して後産れ玉へ若し賤  
の男賤の女なりし此所にて産れ玉へ海の藻屑となす  
へしと給へし御産氣忽止ぬ時に御船を發し玉ふ頃風  
静浪殊に穏にして神助の著しき大魚浮み白鷺飛ひ艦  
楫を勞せし苦もあく新羅へ渡り玉小天神地祇河海の  
諸神擁護ある事自ら敵味方の人心に徹しぬ日本の神  
船いさゝ新羅へ渡りさる前海水穏なりし新羅王大に  
戦栗せし折かふ頓て日本の神船海上に満ち旌旗天日  
に耀き鳴鼓山川に響けり新羅王遙に望み見て非常の  
兵來て已り國を襲ひ奪ちんとす我聞東海に神國あり  
扶桑國と云又日本國と云日輪暘谷に出て扶桑を拂ふ  
以て其名を得たりと聞殊に其天皇女帝ありとも頗る

聖の徳ありと是其國の神兵あり人今豈是を拒んで干  
戈を動うし國人を以て禍いに陥し人本意にあ  
らずとて素旆をあけて自ら眼罔藉を封して王船の前  
に降て叩頭て曰く今より以後乾坤と永く伏て飼部を  
しん船棹を乾せしめて春秋馬梳及び馬鞭を献し人又海  
の遠を煩とせず年毎に貢物を貢人更に重誓曰東の日  
更に西に出阿利耶礼河の水ありまの河の朝さかさ中に流れ  
川の石のかりて星辰とあるまてたてて春秋に朝さる  
事を嗣志のんて梳鞭の貢を止あは天神地祇ともにつ  
みぢひ玉と申す或人曰新羅王を誅さんと奏す皇  
后曰く初神の教を承てまさしに金銀の國を授りぬ又向  
に三軍に号令して曰くまづあは服をハ勿殺不今既に

財宝の國を得つ人も亦眼い従ひぬを殺さハ不祥とて  
乃其縛を許して飼部とあさしむ皇后杖につける矛  
を新羅王の門に樹り新羅王を以て降参せしれしかハ  
百濟高麗の王も皇后の御陣の前に来り此後日本に属  
し永く貢物を奉る人由を申されける新羅百濟高麗の  
三韓共に難なく我朝に志こうんハ日本紀旧事記國中  
を巡り見そあハ玉ふに清泉岩崖より流し出る有り  
皇后是を掬してのみ玉ハ甘ふして志こハ靈泉なり  
侍臣に命して汲て箇の中に納めしめ玉ハ帰朝の後是を香櫃  
水と号し侍臣崇て水取権限此水今毎年禁裏御所へ献納せし  
貢物を八十艘の船に積官船の志こハに志こガハ一免  
て皇后則軍を御かす同年十二月四日筑前につか



せ玉ひ姪濱柏濱よりあがりせ玉小御船をり玉小放御船は  
各島一つきけるより其御船の櫓後に石となり今に各  
島にあり皇后香椎の行宮に於て仲哀天皇の御廟を建  
玉ひ檜掛の椎の木のあり所古宮と云本宮ハ又武内大臣に招いて仲哀  
天皇の御遺骸を河内國惠我長野の西の陵に葬り玉ふ  
神功皇后宝祚を継天下を治玉ふ事六十九年御言悦百  
歳よて四月十七日崩御一玉小御陵ハ和州奈良の西起  
昇寺村の北歌姫町の西にあり又聖武天皇招いて神亀  
元年は一めて課役を九州に出し香椎に御廟を造營一  
聖母の尊号をもつて崇祭一玉小又天子御即位の時ハ伊  
勢と香椎一必勅使を以て其旨を告玉ふ又日本兵乱起  
り或ハ天変災難等或ハ異國敵船の外患等の節天子よ

り奉幣使を以て御祈りあり一奉代々の記録に見一た  
り伏見御香の宮大坂座摩の社越前敦賀の上宮あり皆  
神功皇后の御社にてあり一玉小皇后異國一持せ玉ふ  
御旗と御凱旋の時山城國紀伊郡伏見の里近き所に御  
治め神崇一玉小真幡寸の神社と延喜式にも記せり今  
の藤の森の神是あり又長門國長府の二の宮ハ此御神  
にてあり一玉小様ニ國々に此神の御社多く北畠夜  
須郡砥上の中津屋などの社も此御神にして本宮ハ香  
椎にてあり一玉小九聖母神明の御事ハ古きふみも  
多く見一待た日本にてかくれあき神明にて本朝文武  
の祖神にして其神徳神功万民に示し敵國降伏の御  
神也日本四所宗廟と云ハ東伊勢神宮西香椎神廟南岩

清水八幡宮此氣山神廟氣山の神廟ハ八幡宮の御父王也且中華の

書に我日本の事多く記せる中に倭の字の義を女王國

の名と書けり是鴻荒の世にハ天照大神天下を治め神

徳を生民に施し玉ふ人代に及て神后乱を志りぬ異賊

を随一民を惠し玉いより外域よりも其武威を賞し

又聖經を貢しけるより御子孫の帝聖の道とめで玉い

我神國の道と共にありぬめ玉いき然る故に帝にも大

徳の君多く中より仁義五倫の教永く天下に行ハ

れ異族の汚れなく終に君子國の譽れ四方の國にあま

法しされハ天照大神ハ我國の始祖神功皇后ハ人皇十

五代の女帝此二神の大徳人の國より著きしハ女王國

此趣ハ一條善長云  
の院にも出たり



ハ聖母大明神香椎の

祭礼年中に七十餘度ありハ今ハ春二月六日夏四月

十七日秋九月九日冬十一月六日に取行いぬ月の六日

十七日も祭日なり

鏡大明神の宮祀に曰当社ハ神功皇后御鏡を納め玉い

宮殿なり夫れ皇后を息長足姫の尊と稱し奉る開化皇帝

の御曾孫にて御父ハ息長宿禰と申奉る仲哀帝の御后に

て八幡大神の御母后なり筑前國香椎の宮に鎮座在ハ仲

哀帝庚辰九年二月六日天皇香椎にて崩し玉い武内宿禰

と儀扶すハ皇后則長門國豊浦の宮にたくり祭り奉り

玉い同三月八日皇后乃ち大臣武内宿禰と謀り彼異賊新

羅國を討随ハ玉い事と謀り玉い筑後國山門縣より

肥前國玉島に行かせ玉い日本紀に出たり抑神功皇后

ハ夫君王異賊の爲に崩一玉小事を深く歎けせ玉ハ今ハ  
唯神の教に随ひ賊の國を征伐せんと思召群臣百寮に命  
して罪を殺ひ過を改て更に奇宮を小山田村に造りせ玉  
ハ是香椎村に隣るハ山田の里に往古より神功皇后を  
祭る跡其構廣大ニ今尚小社在リ其社内に阿多さか  
ハハつ姫の命健布津神事代主神表尚男中尚男辰尚男の  
大神を祀り祭り九月九日と十一月六日祭礼を成す其外  
三月朔日より七日迄祠官等官菴一天下泰平異賊降伏の  
御祈禱を執行あり其邊を聖母屋鋪と云是則奇宮の故跡  
也九月九日の祭日ハ肥前松浦にて御鏡を納玉ハ天神地  
祇に祈誓をなす玉ハ日ニ今其ハ鏡大明神の靈地也其  
時天の祥瑞あり一事前に出つ夫より末世に至て九月九

日の祭礼急る事ナリ其後泥前國山田村に此祭礼を移せ  
り又三月朔日より同七日迄山田村に祠官官菴一ハ  
神功皇后右の七ヶ月吉日を撰ひ玉ハ奇宮に菴りせ玉ハ  
御自ら祭主と成玉ハ又武内宿禰に命して琴を弾一中臣  
の鳥賊津の使を召て番神と一玉ハさふたといハ斯る所の神を  
乞ふ人ありと  
親日本紀ニ出同幸  
三月廿日層増岐野に至り羽白熊鷹を討せ玉ハ同廿五日  
山門縣に移りナリ一土蜘蛛田油津媛を眾一玉ハ此山門  
縣より肥前國松浦の縣に至り玉ハと楮記に出たり今も  
泥後より直に松浦一行道あり泥前國田島七隈の北を通  
りて姫の濱の南に出山戸村の北を過て生松原に出る道  
あり太閤秀吉公も此道 皇后の吉例に任せて粕屋郡の  
内を通り玉ハ一也其時の茶店の跡として茶屋山と云ハ

り此道通り玉い又生の社と逆松の間に茶店の跡として今  
も残れり是皆皇后の途徹を尋玉い一道筋あり此所より  
皇后同四月三日に玉島川に來り玉い鮎を釣り得吉兆と  
得玉山事前に出つ此川水殊に清潔なれと垢離をなす玉  
い天に向い三韓征伐の祈願を菴玉ふ此の玉島の里は筑  
前怡土郡と肥前松浦郡の境より半里計り南松浦郡の内  
にあり其流れ二筋あり一筋は平原村より出る小川也此  
上に川上の里あり一筋は七山より流れ出る大川なり松  
浦郡淵上村に落て兩川一筋にありて海に入る三韓平定  
し帰朝の時も和珥津より上陸せしれ神集島を見渡し玉  
い天神地祇を拝し玉い士卒に至る迄各勝軍を相賀せよ  
と宣ひし其所を相賀と号り又賊國一指し使の方さ

して軍令し玉ふ吉兆あはんとて此所へ御鉾を納玉ふ是  
則指八幡大神の社地也後世佐志村と書く也又ぬれたる  
衣を干し玉い山を衣干山と号其山を下り諸神を崇り  
玉い濱辺にて御禊をなす玉い一今唐津大明神の靈地  
也委く其所の記に出たり

○神社

一加木嶽権現

松浦古事記三出  
吉峯

城中二在

社領二百五十石 焚石志村二在

一八幡宮

稗田村二在

社領二百五十石 社頭堤大和

下社家百五十石

一葛原権現

島村城中在

都田中村一村 堤大和持添

右社人三人 徳居村二在

神事九月九日 都田敷廿五町

一天満宮

稗田村二在

社領三反 社僧大杉村本覺坊

都下五十石

一八大龍王三郎天神

都下二十石 社僧四人

一物河権現

久田権現

神田村  
濱崎在

都下十町

一八幡宮

同所チギレ松原庄

一天満宮

同所 菅原氏面々氏神也都下十町

久田五郎殿  
知行内

○神島神社

在松浦郡小値嘉村  
則五島ノ辺ナリ

祭神息長足媛尊

神主 岩坪氏

○三代実録曰貞觀十八年六月八日癸丑授肥前國上六位  
上神島神造五位下

○古事記曰次生知訶島亦名謂天之忍男云云書紀天武卷  
曰四年九月辛卯ノ所ニ血鹿島ト見工倭名類聚欽ニ肥前  
國松浦郡值嘉知加ト見エタリ

○續日本紀曰聖武天皇天平十二年十一月以今月二十三  
日丙子捕獲賊廣嗣於松浦郡值嘉島長野村云云

○三代実録曰貞觀十八年三月癸未太宰權帥在原朝臣行  
平清公肥前國松浦郡麻羅值嘉而鄉更建二郡號上近下近

置值嘉島云云  
麻羅曰  
甲戸也

右月新 宗像神社 平戸領在田平村 神主友廣河内  
祭神三女神

○肥前國神社畧考曰在所不詳然松浦郡平戸領平村宗像  
明神ノ祠アリ神主友廣氏也其外高来郡島原城下松島辨  
財天社アリ又同領内串山村ト云所ノ海辺小息有泊辨財  
天ト云社ナドアレ氏宗形トハ言ハズ故ニ平戸田平村ノ  
宗像明神ナル一シ  
○三代実録曰貞觀十三年三月三日己卯授肥前國宗形天  
神洗五位下同十五年九月十六日戊亥授肥前國洗五位下  
宗形神從五位上元慶四年三月廿七日庚辰肥前國正六位  
上宗形神預於宮社

○島護明神 平戸領 深江村 神主繁木氏

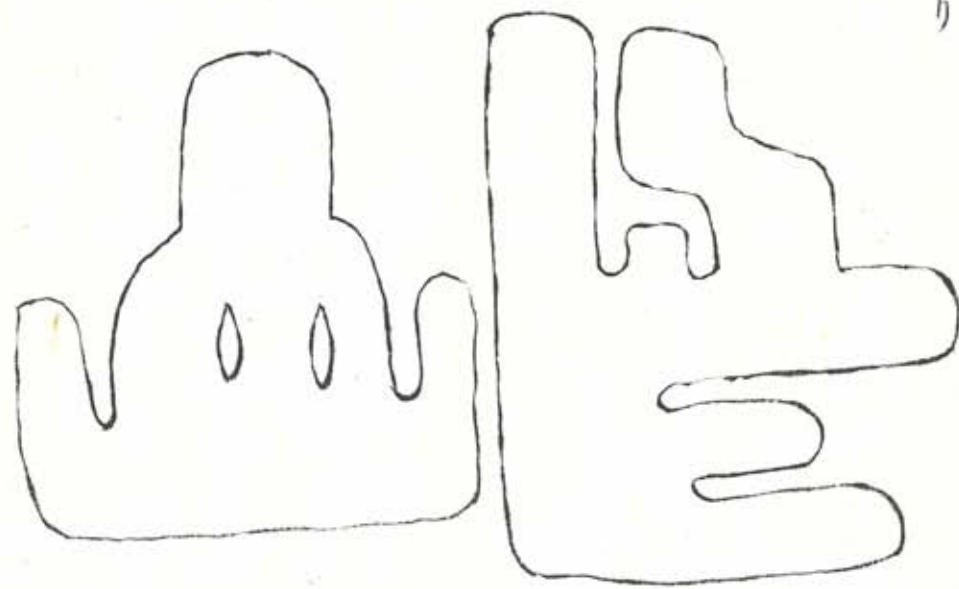
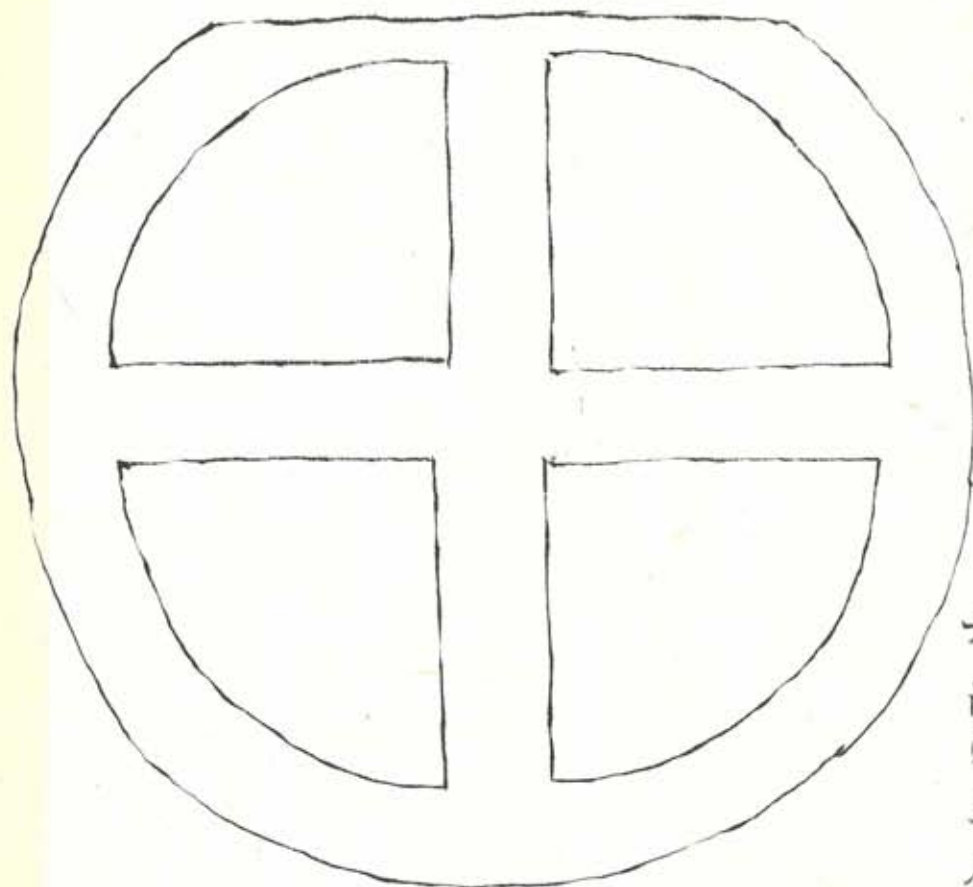
神社畧考曰鳴神社在而不詳三代実録曰貞觀十八年六月  
八月癸丑授肥前國正六位上鳴神洗五位下橘朝臣家吉神社畧考  
ヲ著シタル人ナリ授松浦郡平戸領深江村島護明神云社アリ鳴字嶋  
字書誤ナル一シ

○天山神社 兩社在小城郡岩藏村 神主宮崎氏  
松浦郡廣瀬村 神主宮原氏

祭神天御中主命  
神社畧考曰在松浦郡小城郡ノ境天山嶽是也此山麓小城  
岩藏村天山宮アリ  
○三代実録曰貞觀元年二月八日己丑授肥前國洗五位下  
天山神洗五位上仁和元年二月十日丙申授肥前國洗五位  
上天山神正五位下祭神天御中主命

○田島大明神壁島本社鳥居額之文字 今此鳥居倒額之ケ如左文字残リ

桂源頼光ノ銘アリ



○玉葛内侍

此旧跡ハ三之巻ニ出ツ

○別記曰鏡山の麓に在リ源氏物語に玉かつ了四才にて  
此所一下リ廿二才にて早船に乗り此所と去れ一時

浮島をこらたきも行方やいつく泊と知すも有らん

○鼓の瀧 千々賀村山田村

此谷根州有馬山同川辺郡ニテニテあり音高く聞ゆれ共狂歌とい有之和歌に聞すと  
新讀言ニ 幸にゆく鼓の瀧ゆ舟えれい山川の鳴らる有らば 此歌ニニ笑に去女違あり依て  
爰ニ出

○鳴瀧 神田村

神田村飯田観音より半里程上り方あり

○鏡瀧 鏡村

惠日寺の境内にあり

○玉島川



此旧跡三卷ニ出

村の事や先社行へりけし清き玉も山の水のうみ

空家

○鎮西八郎為朝塔

唐房村

為朝の古跡而々有之三吳ニ出 爰ニ亦玩球國主迄の系図を出す

品 為朝

住鎮西号鎮西八郎大精兵才一健久大夫猛将也

保元乱朝敵分散之後。不知行方。隱居江州山寺。治承元九月三日。為依渡兵工尉重定被擄。捕。仍同月八日進京都。被渡上下陣了。其後仰義朝。被左右肩。被伊豆大島。後掠領近島七八ヶ枚。後入鬼島三三下畧

義実

上西門院判官代

義直

同判官

義益

太郎  
シホシリニノス

実仁

上西門院藏人  
市部氏ノ祖

義房

藏人三郎

義仁

塩尻左工門尉

為頼

号島冠者十四系在  
猶此事有疑可尋

慶桑

伊豆守シホシリ慶桑  
三三卷ノ系図 伊豆公

為家

大島太郎

為通

シホシリニ作大島ニ良

朝宗

シホシリニ作大島七郎  
三三卷ノ系図ニ為朝子

○右載十四卷之大系図

太郎丸  
次郎丸

△右載源平系図

女子

義季  
義亮

為宗

島ノ太郎  
大島太郎為家ノ兄子

為直 大島七郎此朝宗子歿  
附于朝宗未而在解行

口右載于天堃塩尻

僧某 八大島阿弥陀寺住持有子孫今不詳  
五世孫号曾加入道丁子称若兔

又右本并海東記

義兼 足利陸奥判官義康養子  
上総介從四位下左都將軍祖

右本于雄太平記

某 号西腹 於泥後國山門出生  
西原祖

某 号東原 誕生地同右  
東原祖

右古老所傳姑存蒙

尊敦 琉球國中興主舜天王  
母大里按司妹

舜馬順熙 琉球國主

義本 琉球國主

右出于中山世賢圖及中山世譜

是迄弓張月ノ梭翠ナリ

○寺院

杉浦古事記ニ出

一好信院西坊 貞元元乙酉年 二百石

一好政院觀音寺 應永四丁丑年 二百石

一好度院天中坊 永享九丁巳年 二百石

一大昌院度久寺 永正元甲子年 二百石

一円應寺 永徳二丁戌年 二百石

一円通寺 永享十一丁未年 二百石

一円明寺 天文五丙寅年 二百石

入皇元七代光明院御宇

同百代後七松院御宇

右七ヶ寺城下に在り

一瑞巖寺

徳居村に在

人皇三十四代鳥羽院御宇

六百五十石

一永久寺

神田村濱崎松原に在

永久三乙未年

一松源寺

久田五郎建立

拾五石

一持南寺

右三ヶ寺同所に在り

一淨心寺

神田村に在百万遍

拾五石

一願成寺

右二ヶ寺同所に在り

四十石

一得昌寺

佐志村に在

佐志將監建立

一迎久寺

右二ヶ寺同所に在り

大川野村に在

一建福寺阿休坊

大川野村に在

六百五十石

一金臺寺

牟田部村に在

二百石

一醫王寺

黒岩村に在

二百石

一甘木山甘木寺

人皇百四代後土御門院御宇  
千々賀村に在

田數五十町附

右寺は知行寺也

一長迎齋

天台宗

峯家代々寺

五十石

一東迎齋

俱舎宗

小松氏建立

三十石

一栽松寺

法相宗

右同人建立

三十石

右三ヶ寺合力寺

一諸寺五十四ヶ寺

所々村々町々に在

法頭 度覺坊 二人

一山伏三十二軒

所々村々町々に在

一社人二十五軒

所々村々町々に在

○波多家掟書之内 松浦吉事記ニ出

一此度觸出状之趣近頃ハ武士ノ風俗別而惡敷相成利法  
劍之三字不用面々我慢ニ而權威を振儒の信を忘候事  
侍之不成本意候急度可相慎事

一變作之節百姓町家之者共其家々相應に合力者之且又  
不自愛之輩ハ其家株ニ相離候間其組合より可被致吟  
味候事

一近頃寺僧之面々別而出家ニ不似不如法ニ而以之外不  
届成事ニ而候出家ハ其寺之寺没才一にて慈悲善言可  
用候此上不如法無之様急度相嗜可被申候

自用好 一大小官合一百貳拾四个所 天文四乙未年四月 自用好

一大小猪寺院甲乙猪司無官有官村々院々追急度相慎可

被申候

此文面ハ波多候在位ノ節掟書之内書扱ありト有之

48586

0791

15冊

16=7

縣立圖書館

24.11.18

圖書館

